

下水道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（事業計画の認可）

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 （略）

（構造の基準）

第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（放流水の水質の基準）

第八条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（排水設備の設置等）

第十条 （略）

2 （略）

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（放流水の水質検査等）

第二十一条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、公共下水道からの放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておくなければならない。

2 （略）

（事業計画の認可）

第二十五条の三 （略）

2・3 （略）

4 前三項の規定は、流域下水道管理者が第一項の認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合について準用する。

（準用規定）

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の八まで、第十二条の十から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

（管理の基準等）

第二十八条 （略）

2 都市下水道の構造及び維持管理に關して必要な技術上の基準は、政令で定める。

（都市下水道に接続する特定排水施設の構造）

第三十条 次に掲げる事業所の当該都市下水道に接続する排水施設の構造は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

一 工場その他の事業所（一団地の住宅経営、社宅その他これらに類する施設を含む。以下この条において同じ。）で政令で定める量以上の下水を同一都市下水道に排除するもの

二 工場その他の事業所で政令で定める水質の下水を政令で定める量以上に同一都市下水道に排除するもの

2 （略）